

放出管理用計測器等の機能維持について

1. コメント内容

放出管理用計測器等の機能維持の方法について、これらの設備が規定されている条文においても、施設管理の条文においても、当該設備に係る機能の維持が明確に記載されておらず、保安規定審査基準に定める内容の確認ができないことから、保安規定においてこれらの機器の機能維持を行うことを明確に位置付けること。

2. コメント回答

- ✓ 放出管理用計測器等の機能維持を行うことを明確に位置づけるよう、以下の記載方針で第8章施設管理の第119条 3. の保全対象範囲に追加する。第2編についても同様とする。

保安規定記載方針

○ 第102条（表102）に定める放出管理用計測器および第114条（表114）に定める放射線計測器類

以 上